

# さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）

## 実施団体等募集要項

地域社会の中で、子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進するため、さいたま市内で子どもの居場所づくりとして多世代交流会食に取り組む団体等に対し、予算の範囲内で当該事業の実施に要する経費の一部を補助します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、『さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付要綱の特例』を制定しています。この特例により、やむを得ず会食を実施できず、代替措置として配食や配達等により食事を提供する場合も補助の対象となります。

～応募される前に、子育て支援政策課までご相談ください～  
(TEL 048-829-1909)

- 1 応募条件
  - 市内に住所を有する方、または市内に主たる事務所を有する団体であること。
  - 原則として月に1回以上会食を実施できること。  
（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会食の代替として配食や宅配等により食事を提供する場合も可。ただし、会食を実施できる状況になった場合は、速やかに会食に切り替えてください。）
  - 参加する子ども（市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）やボランティアへの食事の提供を原則として無料とすること。
  - その他、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に記載された事項を厳守すること。
- 2 応募期限 令和4年4月20日（水）まで  
※応募状況により期間を延長する場合があります。
- 3 応募方法 次の書類をさいたま市役所子育て支援政策課へご提出ください。
  - さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付申請書（様式第1号）
  - さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）計画書（様式第2号）
  - さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）収入支出予算書（様式第3号）
  - 事業の実施に必要な運営費のうち、単価1万円（税込）以上の支

出を見込むものについての積算や見積り又は資料

団体の場合は、定款、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの

構成員名簿

申請者の活動状況が分かる資料

預金通帳（口座情報が確認できる頁）の写し

4 結果通知 審査後、交付決定・不交付決定のいずれかの通知を申請された団体等の代表者あてに送付します。

※当補助金への申請を今年度から新規とする場合、審査に1カ月程度かかる場合があります。

5 交付金額

(1) 食材費

・補助金の額は、参加した子どもとボランティア1人につき400円を限度とします。

・その他、交付要綱第7条をご参照ください。

(2) 運営費

・備品や消耗品の購入費、印刷製本費、保険料等の経費について、2分の1の金額（上限100,000円）が補助対象となります。

・その他、交付要綱の別表1（第7条関係）をご参照ください。

※補助金の交付対象は1か月につき2日分のみとなります。

また、応募状況により補助金の交付決定額を減額する場合があります。

6 実施場所

(1) 実施場所は申請までに確保し、様式第2号に記載していただく必要があります。

(2) 申請者の所有物件以外の場合は、所有者へ確認を取らせていただく場合があります。

(3) 実施場所の確保が困難な場合は、下記、子育て支援政策課へご相談ください。

7 その他

補助金の交付を受けた場合は、団体等の名称と事業内容等について、さいたま市のウェブサイト等を通じて公表させていただく予定です。ご不明な点は、下記子育て支援政策課までお問い合わせください。

—お問い合わせ・書類提出先—

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課

TEL 048-829-1909 FAX 048-829-1960